平成２９年度八王子市農業委員会第４回総会会議録

１．開催年月日　平成２９年７月２８日　金曜日

２．開催場所　　八王子市役所 議会棟 全員協議会室

３．開催時間　　午後２時　から　午後５時　まで

４．出席委員　（２２名）

農業委員会委員

１番　石　川　　研	２番　立　川　正　晴
３番　荻　田　米　蔵	４番　鈴　木　勝　久
５番　久　保　良　政	６番　栗　原　　才
７番　米　津　元　一	８番　峯　尾　三　千　年
９番　鈴　木　勇　次	１０番　有　竹　満　次
１１番　菱　山　史　郎	１２番　中　西　伸　夫
１３番　鳴　海　有　理	１４番　熊　澤　治　彦

農地利用最適化推進委員

１５番　内　藤　廣　行	１６番　三　上　正　治
１７番　内　田　　茂	１８番　金　子　文　利
１９番　町　田　裕　通	２０番　井　上　正　芳
２１番　福　田　一　訓	２２番　門　倉　　豊

５．欠席委員

なし

６．事務局職員出席者

事務局長	木　内　基容子	課　長	音　村　昭　人
主　査	上　原　裕　之	主　査	黒　田　康　雄
主　任	上　村　　剛		

平成２９年度

八王子市農業委員会　第４回総会　議題

（平成２９年７月２８日）

【専決処分案件】

第１　市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について

第２　市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について

第３　地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

【審議案件】

第４　調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可（分家住宅）について

第５　相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第６　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第７　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第８　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第９　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第10　特定農地貸付けに係る変更申請の承認について≪継続≫

第11　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第12　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第13　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第14　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第15　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第16　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第17　（財）内田農業振興会　農業功労者表彰候補者の推薦について

第18　第37回農業後継者顕彰候補者の推薦について

第19　第57回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について

【報告案件】

第20　相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

≪午後２時開会≫

議　長　　ただいまから、平成29年度八王子市農業委員会第４回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、本総会は有効に成立しております。

また、農業委員会等に関する法律第30条第１項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第１及び第２については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局　　第１「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」６月１日から６月30日までの届出分（７件）、第２「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」６月１日から６月30日までの届出分（27件）を報告。

議　長　　報告は終わりました。第１、第２についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第３「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第３「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。（２件）

議　長　　報告は終わりました。第３についてご質問はありませんか。

農業委員　　過去に５条申請の許可がされていますが、地目変更登記をしていなかったのでしょうか。

事務局　　農地転用はされていますが、地目変更登記はしていませんでした。今回、本人が法務局に地目変更登記の申請をし、地目が畑であったこと

から確認のために法務局が農業委員会に照会をしました。

議　長　　他にご質問はございませんか。他にありませんので進行します。

第４「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第４「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」

使用借人は川口町に在住。使用貸人は上川町に在住。

申請地は上川町にある土地１筆、登記簿地目は畑、面積は261㎡。

農地の区分は第２種農地。事業計画は分家住宅。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　７月13日、事務局職員とともに、転用予定の農地を確認しました。使用貸人である祖父にお会いする予定でしたが、急きょ通院の予定が入ってしまい、お会いできませんでした。現地は秋川街道沿いに位置し、すぐ北には両親、祖父母の住む本家があります。今回の話は昨年から出ていたそうですが、家を建てる場所がなかなか決まらなかったそうです。やむをえず農地の一部を転用することになりますが、残った農地では、お孫さんも加わって、引き続き農業経営を行っていくとのことです。上川地区は調整区域が多く、若者が非常に少なくなっています。そのようななか、本家の目と鼻の先に戻ってきてくれるというのは、ご家族としてもたいへん心強いのではないかと思います。また、地元としても、ありがたいことだと考えています。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　農地の一部を切り取って宅地化するということですが、今後の農地利用に不都合になることはありませんか。

事務局　　今回の転用場所は農地の利用上の配慮から農地の端を選んでいます。

議　長　　他にご質問はございませんか。ございませんので、進行します。お諮

りします。第４については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。

議　長　　第５「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」と第６「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局

第５「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は下柚木、耕作面積は8,216.85㎡。相続開始年月日は平成29年１月11日。

相続人について、住所は下柚木、年齢62歳、被相続人との続柄は「長男」。

適用を受けようとする農地は下柚木にある10筆、2,207.93㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成４年４月１日。

第６「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は下柚木の土地11筆、計2,433.42㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は下柚木、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年１月11日。年齢は98歳、年間従事日数は300日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　それではご報告いたします。７月21日、事務局職員と農地を確認するとともに、願出者に話を伺いました。まず第５についてです。当該農地では、生産緑地に指定された平成４年頃から農作業に従事してきたとお話されていました。農地はきれいに肥培管理され、果菜が中心の畑として利用されていました。また、一部は梅林として管理されてい

ました。収穫物は自家消費をするほか、近所へ配っているそうです。母親の介護が落ち着いた段階で、妻にも農作業を手伝ってもらう予定とのことです。願出者が今後も農業経営を続けていくことに問題はないと思います。

続きまして第６についてです。願出者の父は、元気な頃はほぼ毎日農作業を行い、梅林や栗林を管理しながら、収穫したウメやクリは青果市場へ出荷していたとのことです。加齢により足腰が弱くなっても、可能な限り剪定などの農作業に従事していたそうです。平成28年11月に体調を崩してからは農業に従事できなくなり、入院後、老衰により平成29年１月に亡くなったそうです。今回の調査により、当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第５、６については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」の声あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第７「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第７「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は片倉町の土地３筆、計778㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は片倉町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年３月20日。年齢は93歳、年間従事日数は300日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　それではご報告いたします。７月18日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、元気な頃はほぼ毎日農作業を行い、果菜を中心に野菜全般を作付けし、収穫した野菜は青果市場へ出荷していたとのことです。加齢により足腰が弱くなっても、可能な限り除草などの農作業に従事していたそうです。平成28年12月に肺炎を患い、入退院を繰り返した後、 老衰により平成29年３月に亡くなったそうです。今回の調査により、当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議　長　質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第７については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第８「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」 買取申出生産緑地は美山町の土地４筆、計1,786㎡。 買取申出事由の生じた者について、住所は美山町、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年１月21日。年齢は78歳、年間従事日数は300日。

議　長　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　それでは地区の担当委員として報告いたします。７月20日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話をうかがいました。願出者の夫は長年当該農地で果菜中心に野菜全般を作付けし、ほ

ぼ毎日農業に従事していたそうです。収穫した野菜は出荷した時期もあったそうですが、主に庭先販売と自家消費をしてきました。種まきや出荷時の袋詰め作業は妻も手伝っていたとのことです。平成26年２月、黄疸が原因で検査入院しました。その後、胆管がんが発見され手術を行い、本人の希望もあり入退院を繰り返しながら在宅医療を続けてきましたが、平成29年１月にお亡くなりになりました。今回の調査により、当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第８については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第９「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」 買取申出生産緑地は山田町の土地２筆、計991.58㎡。 買取申出事由の生じた者について、住所は山田町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は平成29年５月11日。 年齢は94歳、年間従事日数は300日。

議　長　　説明は終わりました。

続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　それでは地区の担当委員として報告いたします。７月20日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者とその息子にお話をうかがいました。願出者は、当該農地でトマト、キュウリ、ナス、ジャガイモ、サトイモを中心に栽培し、長年ほぼ毎日農作業に従事してき

ました。庭先販売のほか自家消費していたとのことです。願出者は10年ほど前に体調を崩し、年を追うごとに新たな病気が見つかるといった状況です。ここ４～５年間は意識消失や転倒等により救急搬送されるなど、入退院を繰り返しているそうです。特に近年では歩行機能の低下と物忘れが激しく、認知症も進行しています。要介護状態区分としては要介護認定1と判定されています。長年連れ添った95歳の妻も４～５年前から寝たきりで、５月からは意識不明の状態で入院中とのことです。このようなことからも農業への従事は困難な状態です。今回の調査により、元気だった頃は、当該生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第９については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明の出る土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第10「特定農地貸付けに係る変更申請の承認について」を議題にします。本件は６月に継続審議となったものです。事務局より説明願います。

事務局

第10「特定農地貸付けに係る変更申請の承認について」 第６回農業員会総会からの継続審議案件。 申請者について、住所は大谷町。 廃止する農地は大谷町の土地１筆、415㎡。 追加する農地は大谷町の土地３筆、491.69㎡。

変更前の貸付対象農地は合計５筆、1,651㎡。 変更後の貸付対象農地は合計７筆、1,727.69㎡。

議　長　　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員　　農地所有者である農園の開設主と農園の管理運営業務を受託している株式会社はどのような関係なのでしょうか。また、農園利用者の賃料は株式会社に入金されているのではなく、農地所有者である農園の開設主にされているのでしょうか。

事務局　　株式会社と農地所有者である農園の開設主の間には農地の管理委託契約が結ばれています。よって農園利用者の賃料管理は株式会社が代行しています。株式会社が一括で賃料を受け取り、農地所有者である農園の開設主へ入金するという形になっています。

農業委員　　農園利用者の賃料全額が農地所有者である農園の開設主へ入金され、その後、農園の開設主が委託料を株式会社へ支払っていることは確認したのでしょうか。

事務局　　管理委託料は農地所有者である農園の開設主から株式会社へ支払われています。

議　長　　他に質問はございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを承認することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。

第11「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地３筆、計1,004㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は５年間。

借り手について、住所は大和田町六丁目、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は1,361㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は１人、農作業従事日数は年間330日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　７月18日、事務局職員とともに、農地の利用権設定を受ける方と面談いたしました。この方は、平成25年10月に東京都担い手育成総合支援会議から経営計画作成の助言を受け、新規就農者の要件を満たしました。その後、平成27年４月に、堀之内において農地の利用権設定を受け、新規就農しました。また、同じ時期に市内で新規就農した２名の方とともに、株式会社を立ち上げ、現在は代表取締役を務めています。対象の農地ですが、株式会社のメンバーのうちのひとりである新規就農者が、平成24年８月から５年間、利用権設定を受けた農地です。ここでの農作業は、この新規就農者が代表を務めていたころに株式会社の役員のひとりとして、携わってきました。ここで利用権設定期間の終了を迎え、中心的に農作業に従事してきた今回農地の利用権設定を受ける方が借り受けることとなりました。現地調査の写真にもあるとおり、対象農地は肥培管理され、ニンジンが作付けされていました。今後は、カボチャやイモ類などを作付けし、株式会社の直売所や、市内の飲食店へ出荷する予定とのことです。また、近隣の農家さんに迷惑をかけないよう、除草や害虫対策にも力を注いでいきたいと意気込んでいました。今後も、地区の委員として見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　他の資料には農業経営改善計画認定申請書が添付されていますが、なぜこの方にはないのですか。

事務局　農業経営改善計画認定申請書は、認定農業者が認定を受ける際に作成した計画書です。現在の農業経営を把握するために添付しています。一方、この方は新規就農者です。東京都担い手育成総合支援会議から助言等を受ける際に、平成25年12月から５年間の計画を立てています。このためこの方には新規就農計画書を添付しました。

農業委員　利用権設定をしている間の５年間の計画は立てなくても良いということでしょうか。

事務局　新規就農者として５年間の経営計画を立てているほか、今回利用権設定を受ける農地における５年間の作付計画も添付しています。今後この方が認定農業者になれば認定農業者としての計画が立ちますし、そうでなければ市内の一般農業者という立場で農地バンク制度を利用することになります。

農業委員　この５年を過ぎたら認定農業者なるか農地バンク制度でしか利用権設定ができないということですね。そうであればこの方には経営規模拡大してもらい、認定農業者になることを促すべきだと思います。

事務局　その通りだと思います。中核的な農業の担い手である認定農業者への支援とともに、新規就農者への育成支援が求められます。

農業委員　引き続き、新規就農者へのバックアップをお願いしたいと思います。

議　長　他にございませんでしょうか。

農業委員　その人が現時点で農業を的確にできると判断できれば利用権設定を受ける資格があると理解してよろしいでしょうか。

事務局　そのように捉えて問題ないです。

議　長　他にございませんでしょうか。

農業委員　新規就農者は補助金を利用できるのでしょうか。

事務局　　新規就農者向けの補助事業がありますので、それを利用できます。

議　長　　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第12「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第12「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は上川町、設定する土地は上川町の土地１筆、828㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は３年間。

借り手について、住所は楢原町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は4,600㎡。主たる経営作物は養鶏、農業従事者は２人、農作業従事日数は年間340日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　７月18日、事務局職員とともに、農地の利用権設定を受ける方と面談いたしました。この方は、楢原町で養鶏を営む認定農業者で、スーパーや市場にタマゴを出荷しています。自宅のそばでは、小規模ですが自家消費の野菜を栽培しているそうです。養鶏を営むこの方は、昔ほど鶏ふんが肥料に使われなくなり、その処理に頭を悩ませていたようです。そこで、自ら農地を借り、そこで鶏ふんを肥料として活用しようと考え、農地バンクに担い手として登録し、この農地を借り受けることとなりました。当該農地は、近隣に住宅がなく、鶏ふんのにおい

を気にせずに耕作できるとのことです。この方は、この農地でニンニクの栽培を計画しています。知り合いの養鶏農家が青森におり、ニンニクを大規模に栽培しているということで、その知り合いから種を安く譲ってもらうことになっているとのことです。また、ニンニク栽培の技術なども教えてもらうことになっているようです。収穫したニンニクは、道の駅などに出荷できればと考えているようです。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

推進委員　この方は楢原町に鶏舎を持っていますが、その鶏舎を移転させるためではなく、あくまで鶏ふんを利用した農業を行うために上川町で利用権設定をしたのでしょうか。

事務局　　はい。今回はニンニクを栽培する計画です。

農業委員　ニンニク栽培を行うということで利用権設定を申請していますが、経営改善計画では養鶏事業を中心に書いています。そうなると利用権設定と経営改善計画の内容が合わなくなると思うのですが、その点は問題ないでしょうか。

事務局　　経営改善計画を作成した時点で鶏ふんの処理は課題になっていませんでした。経営改善計画の範囲でしか事業ができないということではありません。本業の養鶏から転換するわけではないですし、栽培した野菜はタマゴとともに直売所で販売するそうです。

農業委員　今の説明内容も計画書に書いてあると親切だと思いました。

事務局　　分かりやすい資料作りを心掛けたいと思います。

推進委員　作付計画書の「農地の整備」とは何ですか。

事務局　　遊休農地などの荒廃した農地における抜根、伐採などです。

推進委員　今回の農地はその必要はないのですか。

事務局　　その通りです。

議　長　　他に質問はありませんか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第13「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第13「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は川口町、設定する土地は川口町の土地１筆、975㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は５年間。

借り手について、法人、住所は大和田町三丁目、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は無し。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は２人、農作業従事日数は年間150日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　７月19日、事務局職員とともに、農地の利用権設定を受ける株式会社の代表取締役と面談いたしました。この方は、江戸東京野菜コンシェルジュ協会の理事、多摩・八王子江戸東京野菜研究会の代表を務め、江戸東京野菜の普及活動を行っている方です。この株式会社は、農業や食品関連の商品やサービスに関する広告プロモーション活動を中心とした業務を展開しています。それまでの合資会社を引き継ぎ、今年４月に設立されました。農業に常時従事する執行役員には、小比企町の農家において１年半農業研修を受け、現在別の株式会社で農業に従事している方が就任しています。平成29年５月に東京都担い手育成

総合支援会議から経営計画作成の助言を受け、新規就農者の要件を満たしました。今回は、江戸東京野菜の普及活動をともに行っている川口町の農家の仲介で、貸借に向けた手続きを進めることになったということです。さて、対象の農地は４筆ですが、そのうち１筆の北半分ではトマト、トウモロコシ、ダイコン、オクラなどが作付されていました。一方、南半分は雑草が繁茂していました。当該農地の南側は山林であるので、日当たりがよいとはいえません。代表取締役によると、雑草を刈り、半分は山椒を植え、もう半分はミョウガや、フキ、たらの芽などの山菜の栽培地として計画的に収穫していきたいとのことでした。続いて、残りの３筆ですが、これまでは不耕作状態でした。現在は、貸主の了解のもと、代表取締役が草を刈り、耕うん作業をしているところでした。代表取締役は、今回借り受ける農地では、都内のさまざまな伝統野菜を栽培したいと言っていました。実際、都心でかつて栽培されていた野菜を復活させようとしても、都心には作付する農地がない状況です。そうした野菜の栽培地として、川口町を盛り上げて行きたいと言っていました。こうした取り組みに賛同し、協力してくださる地元の農家さんも何人かいるようで、私も地元の委員として、見守ってまいりたいと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

推進委員　　年間労働日数が50日と少ないですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局　　雇用による労働力が年間50日ということです。専従者２人は年間労働日数150日です。

推進委員　　分かりました。

議　長　　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第13については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第14「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第14「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」 貸し手について、住所は下恩方町、設定する土地は下恩方町の土地３筆、計1,546㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は５年間。 借り手について、住所は横山町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は無し。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は１人、農作業従事日数は年間200日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　７月20日、推進委員、事務局職員とともに、対象の農地で利用権設定を受ける方と面談をしました。また、面接の後、貸主にもお会いし、これまでの農地の状況を確認することができました。まず、今回利用権設定を受ける方についてですが、平成28年２月に東京都担い手育成総合支援会議から経営計画作成の助言を受け、新規就農者の要件を満たしました。しかし、借り受ける農地がなかなかみつからず、ある株式会社で１年弱農場長を務めてきました。今回、農地バンクのマッチングのおかげで、ようやく農地が見つかったそうです。なお、株式会社の農場長については、利用権設定が決定したところで退任することになっているそうです。対象の農地ですが現地調査の写真にもあるとおり、雑草が伸び、長年耕作が放棄された状態でした。雑草で隠れていますが、伐採後のクリの根が残ったままとなっていました。貸主の

の話では、もともと田だった所にクリやウメを植え、自家消費していたそうです。その後、木が大きくなりすぎたため２年前に伐採しましたが、抜根まで手が回らなかったそうです。現在、クリの苗木が数本植えられていました。今後、草刈りからはじまり、抜根、整地とかなりの労力がかかることになりますが、手に負えない部分は業者に頼むなどして、畑として使えるようにしていきたいと意気込んでいました。現在のところ、西に接するお宅には貸主の計らいでご挨拶ができているそうです。西のお宅は畑として使用していますので、この土地も畑として十分使えるのではないかと感じました。このほかの所有者さんにも貸主から電話してもらえたそうですが、今後車で赤道を通ることになりますので、ご本人からしっかりご挨拶するよう助言をしました。他人の農地を借りるということは、言わば、そこに引っ越すことであり、ご近所さんとの関係が非常に重要になります。特に土地勘のない新規就農者であればなおさら丁寧にやらなければトラブルが起きるかと思います。今回は幸いにも貸主が協力してくれていますが、地区の委員としても見守っていきたいと思います。報告は以上です。

推進委員　私からも、ご報告をいたします。この一帯は、もともと田んぼがひろがっていましたが、何十年も前にやめてしまい、その後、畑、梅林、栗林に変わっていきました。最近では、耕作されぬまま草刈りだけをしている畑や、老木のまま放置された果樹が目立っています。今回、犬塚さんが農地の再生に着手しますが、その姿を周辺の住民も目にすることになります。この利用権設定がきっかけとなり、この地域での農地の利用が高まっていけばいいと考えています。新規就農者ですが、清瀬での農業研修や、株式会社での農場長など、一定の経験は積んできている方です。地元に住む委員として、私も見守りたいと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　抜根等の作付可能な土地にするための支援は何かありますか。

事務局　　「ストップ遊休農地」という遊休農地を耕作可能な農地にするための支援制度があります。

農業委員　　これまでの新規就農者は同じ会社のメンバーのバックアップやフォローが期待できましたが、この方の場合はそのような役割をする人材はいるのでしょうか。

事務局　　聞いていません。

農業委員　　この方はこれまでの新規就農者とは異なり、一人で全ての作業をやっていきます。仲間の力を借りずに作業することはとても大変なことだと思いますので、仲間集めの支援を事務局が行うことが必要だと思います。ご家族としては妹さんの名前が挙げられていますが、妹さんが一緒にやることはないのですか。

事務局　　最初は本人一人で行い、最終的にはボランティアを雇いたいという話でしたので、妹さんが一緒にやることはないと思います。

農業委員　　当該農地の地主さんが非常に協力的ではありますが、完全に一人で農業をするとなると大変だと思います。やはりボランティア等の仲間集めが重要だと思うので、農業委員会でフォローしていきたいと思います。

農業委員　　案内図を見ると当該農地に入る農道があるように見えますが、実際に現地を見るとこの農道が非常に通りにくくなっていました。農道の整備などをお願いしたいと思います。

事務局　　今回、貸主が周辺住民と交渉してくださいました。以前は、あまり協力的ではなかったようですが、代がわりをしたことで協力が得られそうだとのことでした。農地バンクのマッチングにあたっては、農地だけでなく進入口の状況などを十分に把握する必要があります。

議　長　　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。

第14については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第15「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第15「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は鑓水、設定する土地は鑓水の土地７筆、計1,194㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は５年間。

借り手について、住所は七国五丁目、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は4,000㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は２人、農作業従事日数は年間330日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　７月20日、事務局職員とともに、農地の利用権設定を受ける方と面談いたしました。まずこの方は相模原市で就農し、平成22年に神奈川県で認定農業者の認定を受けました。これまで相模原市で農業に従事してきましたが、住まいも出荷先も八王子市内なので、今後は八王子市で農地を見つけたいと農地バンクに登録しました。なお、今年の３月には、八王子市の認定農業者の認定を受けています。当該農地は、かつて田んぼだったところで、一団の農地の中に水路が通っています。水路が土でふさがった状態のため一部がぬかるんでいました。作付けはなく、雑草が繁茂していました。草刈、耕うんとともに、まずは、

ぬかるむことが無いよう、水路の土を除去したほうがよいとアドバイスしたところ、真っ先に取り掛かりたいと話していました。また、できるだけ農薬などを使わずに栽培したいと言っていました。安定した出荷ができるか不安な部分もありますが、同じ野菜でも異なる品種のものをいくつか栽培することでリスクを分散していくそうです。平成22年の就農以来、農業経営を維持していますので、しっかり耕作していけるかと思います。地区の担当委員として見守って行きたいと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　農業経営改善計画を見ると、加工品の販売と書いてありますが、利用権を設定する土地で加工場等の設備設置が行われるのでしょうか。

事務局　　設置する予定はありません。

農業委員　　分かりました。福祉施設への委託と書かれていますが、連携している福祉施設があれば教えてください。

事務局　　具体的には聞いていません。

農業委員　　分かりました。農地利用集積計画は平成29年から平成34年までの５年間となっていますが、農業経営改善計画は平成33年までとなっています。その点は問題ないでしょうか。

事務局　　問題ありません。

議　長　　他にございませんでしょうか。

農業委員　　作付計画の農地面積が登記簿の数値よりも小さいですが、これはなぜでしょうか。

事務局　　通路や水路部分を差し引いて計画を立てたため小さくなっています。

農業委員　　分かりました。ありがとうございます。

推進委員　　現地調査時にコンクリート製の水路ができていることを確認しています。水路分の面積が差し引かれているようです。

議　長　　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第15については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第16「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第16「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は鑓水、設定する土地は鑓水の土地１筆、878㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は５年間。

借り手について、合同会社、住所は杉並区和田一丁目、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は5,338㎡。主たる経営作物は露地野菜、果樹。農業従事者は１人、農作業従事日数は年間150日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　７月20日、事務局職員とともに、農地の利用権設定を受ける合同会社の代表社員と面談いたしました。合同会社は、杉並区で保育事業を行っている法人です。園児は25名程度で、保育園の活動の中で農業を取り入れ、収穫体験など土に触れる活動を定期的に行っているそうです。山梨県で農業大学校などの講座を受講し、八王子市内の農家で研修を受けた方が、業務執行委員として農業に常時従事しています。平成26年６月に東京都担い手育成総合支援会議から経営計画作成の助言を受け、新規就農者の要件を満たしました。その後、八王子市の農地バ

ンクに登録していましたが、市内でなかなか農地が見つからなかったため、相模原市で農地を借受けて耕作していました。しかし、杉並区からの移動を考えると、より近い八王子市で農地を借りたいということで、今回の農地の借受を希望したそうです。相模原市の農地では、小麦や大豆、イチジク、ブルーベリーなどを作付しているとのことです。収穫した作物は、パンや味噌などに加工して保育園で提供するほか、飲食店やイベントなどで販売しているそうです。また、今年から立川市のスーパーにも出荷しているそうです。農地は、南側にウメがいくつか植わっているほかは休耕状態です。東西は竹林となっていて、根が侵入してきているのか、ところどころ竹が生えてきていました。収穫が見込めるウメはそのまま残し、小麦、大豆、イチジク、ブルーベリーなど、相模原市で実績のある作物を作付したいと言っていました。現在は専従の役員は一人ですが、今後もう一人増員し、保育スタッフも農業に従事させ、農業への体制を強化したいとのことでした。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　利用権設定を受ける者の資格として新規就農者か認定農業者が挙げられますが、今回はどれに該当しますか。

事務局　　新規就農者に該当します。

農業委員　　分かりました。ありがとうございます。

農業委員　　新規就農時の作付予定表を見るとニンジンの作付が２月から来年の１月まで計画されています。通常、年内に作付したものは３月に収穫し、４、５、６月は空けて７月に播種をして11月頃に出荷するので、作付計画と農業の実情が合わないと思います。

農業委員　　新規就農時の作付計画では疑問が生じますが、今回作成した作付計画だと納得できます。

事務局　　新規就農時の作付計画はまだ農地が決まっていない当時の計画です。今回の農地では一年中ニンジンを作付できないと分かり、実現性のある作付計画になりました。

推進委員　　私は実際にはイチジク、ダイズ、オオムギを栽培すると聞いています。

議　長　　農家はその都度、様々な実情を考慮して作付内容を変えるので、新規就農時の作付計画をその通りに実現することは困難かと思います。計画通りになっていないからと農家を責めすぎることのないようお願いします。

農業委員　　これまでどのような農業をやってきたかという実績も重要だと思います。今回の審議にあたり、相模原市農業委員会にこの合同会社の実績を確認していますか。

事務局　　確認していません。

農業委員　　分かりました。次回から確認した方がいいと思います。もう一点確認したいことがあります。常時従事する方は八王子市在住でしょうか。

事務局　　八王子市在住かは確認していません。

農業委員　　遠くに住んでいると耕作が不十分になる危険があるので、注意していくべきだと思います。また保育園児たちへ農業体験をさせたいとのことですがどのくらいの頻度で杉並区から八王子市へ連れてくるのでしょうか。

事務局　　定期的だとのみ聞いています。

農業委員　　分かりました。交通の便が良くない場所なので園児たちが入れるのか心配です。また利用権設定を受けるのが合同会社ということも気になりました。

推進委員　　資料に雇用労働力が２人、年間延日数150日とありますが、これはどういう解釈になりますか。

事務局　　年間150日従事する者が２人だということです。

議　長　　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第16については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第17「（財）内田農業振興会農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第17「（財）内田農業振興会に係る農業功労者表彰候補者の推薦について」

候補者の経歴等について説明。

議　長　　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第17については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第18「第37回農業後継者顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第18「東京都農業会議からの農業後継者顕彰事業の推薦について」

候補者について、住所は石川町。推薦理由等を説明。

議　長　　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第18については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第19「第57回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　第19「東京都農業会議からの企業的農業経営顕彰事業の推薦について」候補者について、住所は小比企町、部門は「野菜」。各候補者の推薦理由等を説明。

議　長　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第19については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第20「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　第20「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告（4件）

議　長　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

12番　中西　伸夫　委員

13番　鳴海　有理　委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成29年度八王子市農業委員会第４回総会を閉会します。

≪午後５時閉会≫